

小学部の進路指導

基本的生活習慣と家庭との連携

内 容

- ▶ 高等部卒業後の進路状況
- ▶ 小学部段階における進路指導
- ▶ 支援についてのイメージ

R6年度卒業生進路状況

企業	就労継続支援 A型	就労移行支援	就労継続支援 B型	生活介護 (療養介護)	その他
11	5	0	13	10	1

●R6年度の卒業生の主な業種

業種・・・製造業(1)、小売業(2)、福祉(2)
サービス業(他に分類されないもの)(6)
※材料の補充、職場の清掃業務

高等部の課程の目標

- ▶ **課程 1**：社会生活で自立できる知識や技能・態度・基礎学力を身に付ける。
- ▶ **課程 2**：社会参加に必要な基礎的な知識や・技能・態度・学力を身に付ける。
- ▶ **課程 3**：社会生活で必要となる基本的な生活習慣や身の回りのことを行う力を身に付ける。
- ▶ **重複課程**：健康・体力の保持増進や生活に必要な知識や技能を身に付ける。

担当者との話の中で

在学中に身に付けてほしいこと

①	げんき あいさつ 元気な挨拶	元気に挨拶ができる
②	たいじんかんけい 対人関係	利用者と仲良くできる 指導員の指示が聞ける
③	しゅうだんこうどう 集団行動	みんなと一緒にいられる 他の利用者と一緒に行動する

小学部生のうちに 身に付けたい力として

- ▶ 基本的生活習慣の確立
(生活の中でできることを増やす)
- ▶ 社会性の広がり⇒放課後ディサービスなどの利用
(家族以外の人との関わり、関わる人を増やす)
- ▶ 自己理解・自己管理能力の育成
(自分ができること、できないことを知る、持ち物の管理など)
- ▶ 意欲的な取り組みの促進 (好きなこと探し)

基本的な生活習慣の育成内容 (とても大切です)

1. 身辺自立：

食事、排せつ、衣服の着脱、身だしなみなど

2. 生活のリズム：

起床・就寝時間、食事時間

3. マナー、ルール：

挨拶、順番を守る、集団行動のルール

4. コミュニケーション力：

要求や気持ちを相手に伝える力、
相手の働きかけに応じる力

家庭内連携の具体例として (実態に応じて)

1 家庭での役割作り（お手伝い）

⇒責任感や使命感をもつ機会になる

2 生活リズムを合わせた共同作業（起床時間や食事時間を合わせる、一緒に掃除や洗濯を行う）

⇒人に合わせた生活、生活に必要な家事を覚える機会となる

3 スケジュール表やチェックリストで「何をするか」「いつするか」を明確に

⇒見通しをもてることで安心できる。計画的に行動しやすくなる。

小学部段階での進路指導として (ざっくりとした目標)

1 低学年：生活習慣の習得、情緒の安定

2 高学年：生活習慣の確立、コミュニケーション力の向上

(御家庭にお願いしたいこと)

3 中学部進学に向けた準備

- ①中学生の行事の確認、
- ②福祉サービスの利用の見直し

支援についてのイメージ

直接的な

支援開始

少しずつ
「支援」
を減らしていく

×反

(指さし、言葉掛け)

支援の時間

お子さんに関わる人達が・ ・ ・

少しずつ、少しずつ積み重ねて
いくことが大切です。

保護者等に知っておいて
ほしい制度について

成年後見制度について

▶ 概要

- ・ 判断力が不十分な人を法律
的に支援する制度
- ・ 本人の財産管理や契約など
を代わって行う仕組み

成年後見制度の種類

3つの類型と特徴

後見

- 全面的な支援
- 財産管理、契約などすべて代理。

補佐

- 重要な契約は代理または同意が必要

補助

- 一部の行為に限定して代理、同意を得られる。

成年後見人になれる人

1 親族や信頼できる人

本人の配偶者、子、兄弟姉妹、親、本人が信頼している知人、友人

2 専門職（裁判所が選ぶ場合）

弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職後見人

最終的に**家庭裁判所**が決定します。
そのため、親族が選ばれるとは限りません。

成年後見制度のデメリット

1 一度始めると、簡単にやめられない

裁判所の審判で開始されるため、終了には別途手続きと理由が必要

2 費用や手続きの負担がある

裁判所への申立てや診断書に費用がかかる（数万円）

専門職後見人を選任すると、毎月報酬（1万円～）発生

3 柔軟な意思決定が難しい

後見人の同意がないとできないことが増える

4 後見人の選任が希望どおりでないこともある

家庭裁判所が選任するため、家族以外が選ばれることもある

成年後見制度のメリット

1 本人の権利や財産を守れる

法的に保護できる

財産の適切な管理ができ、無駄遣いや損失を防ぐ

2 契約や手続きがスムーズに行える

銀行手続き、施設入所契約、医療同意などを後見人が代理できる。

本人が判断不十分でも、生活に必要な手続きが進められる

3 家庭裁判所の監督で安心

後見人は定期的に家庭裁判所に報告が必要

不正防止や安心感がある

成年後見人の義務

1 財産管理義務

預貯金等を適切に管理 無断使用、処分してはならない。

2 身上配慮義務

本人の生活・医療・介護などの状況に配慮する
施設入所や医療同意など、本人の意思を尊重する

3 報告義務

年に1回、家庭裁判所に財産状況などを報告

4 忠実義務・利益相反の回避

本人の利益を最優先、後見人自身の利益になる行為は禁止

成年後見制度の ランニングコスト①

1 後見人の報酬

・ 専門職後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士など）の場合

⇒月 1 ～ 3 万円程度が相場（本人の財産額により増減）

本人の資産額	月額が目安報酬
約 5 0 0 万円未満	1 ～ 2 万円程度
約 1 0 0 0 万円未満	2 ～ 3 万円以上になることもある

親族が後見人の場合、通常無報酬だが、例外的に報酬がつくこともある

成年後見制度の ランニングコスト②

2 裁判所への報告にも費用がかかります

- ・ 事務費、通信費

3 その他の諸経費

- ・ 郵便・コピー・交通費

※備考

- ・ **すべて本人の財産から支払われる**
- ・ 本人の資産が少ない場合、**報酬の減額申立ても可能**

成年後見制度の問い合わせ先 と その他の制度

- ▶ 市町の福祉課
- ▶ 家庭裁判所

に相談してください。

市町主催の「成年後見制度」の説明会を開いているところもあります。

その他の制度として

「障害者扶養共済制度」などもあります。障害のある方を育てている保護者等が毎月掛け金を納めることで、保護者が亡くなったときなどに、障害のある方に対し一定額の年金を一生涯支給するというものです。（厚生労働省のホームページで情報を見ることができます）

グループホームの利用について

- ▶ 地域で安心して暮らすための共同生活の場です。
- ▶ 通常4～10名程度で生活します。
- ▶ アパートタイプから一戸建てタイプと様々です。
- ▶ スタッフが、食事・入浴・金銭管理・通院・相談支援などを行います。
- ▶ 月額利用料 6～9万円

(グループホームごとに基本金額が変わります)

- ▶ 利用している保護者から聞いた話（上手に利用している様子として）

「自宅から近いグループホームなので、勝手に帰ってきてしまうことが心配だった。生活に慣れたのか、土日の食事のサービスがない日は、家に戻ってご飯を食べにきたり、年末年始に泊まりがけで帰ってきたりしています。ちょこちょこ帰ってくる子ですが、時間になると帰るので・・・」